

派遣事業におけるマージン率について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
第23条第5項の規定に基づき、マージン率を公開致します。

記

- 派遣労働者の数 47人 (2026年6月1日現在)

マスター担当者	13人	ディレクター・記者	4人
アーカイブ担当者	3人	報道カメラ・CA等	28人
ラジオ業務担当者	2人		
- 派遣先事業所数 7事業所 (2026年6月1日現在)
- 労働者派遣料金の平均額 23,472円 (2026年6月1日現在)
1日8時間労働として算出
- 派遣労働者の賃金平均額 20,109円 (2026年6月1日現在)
1日8時間労働として算出
- マージン率 14%

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 (訓練内容)

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担	賃金支給
▶情報セキュリティ・安全衛生に関する教育、OA機器の操作	雇入時	OFF-JT	無償	有給
▶入社3年目までを対象にしたキャリアアップセミナー等 (「Schoo」オンライン研修・対面研修)	派遣中	OFF-JT	無償	有給
▶異動による職種転換者に派遣前放送機器操作研修	待機中	OFF-JT	無償	有給

※キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：神田総務部部長 電話番号：06-6452-2018

7. その他労働者派遣の業務に関し参考となると認められる事項

※マージン率は、労働者派遣法第23条第5項により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。マージン率＝(労働者派遣料金－派遣労働者の賃金)／労働者派遣料金

8. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否か

☐ 労使協定を締結していない ☒ 労使協定を締結している

- ・ 協定書の有効期間の終期 2028年3月31日
- ・ 協定労働者の範囲 全ての派遣労働者

以上

許可番号 派27-300439

株式会社アイネックス

代表取締役社長 松井 伸